

跡見女学校のカリキュラムと教授

植田恭代

はじめに

跡見花蹊が、明治八（一九七五）年一月八日に「跡見学校」を開校した時から、「学校」という女子教育機関としての跡見学園の歴史は始まる。日本の近現代史と重なる激動の日々を、本学はどのように乗り越えて、今に至るのか。そのあゆみを考察するため、本稿では、学祖跡見花蹊在世の中猿楽町ならびに柳町時代のカリキュラムに光をあててみる。なお、開校時の「跡見学校」から「跡見女学校」へと名称はかえられているようであるが、便宜上、開校時以外については「跡見女学校」に統一する。

一、授業科目とその変遷

まず、開校時からの授業科目を概観してみたい。震災と戦災を

経た女学校の資料は限られているが、現在確認できる学則をひとつの手がかりとして、^①それを考えることができるであろう。いま、管見に入った学則からその改定のあゆみをたどってみる。全体の流れを把握するために、先に学則の必要な部分を記し、順に検討をしていく。その際、同窓会誌『汲泉』の記述も、補助資料としてあわせて掲出する。同誌大正四年三月の特集「回顧四十年史」は、単行本ではないが、早い校史の試みとみなせるものであり、そのなかには、授業科目に関わる記述も散見しているからである。一覧を作成するにあたり、学則の記述に◎印を、「回顧四十年史」の記述には*印を付す。それらを太字にし、表記は新字体に改め、傍点は原文のままとし、参考として本学の主な事跡と「」内に女子教育に関わる主な法規を記す。^②なお、見やすいように、横書きを縦書きに改めたり追い込みにしたところがある。

明治五年 八月二日 [太政官布告第二百十四号 学事奨

励に関する「仰被出書」

八月三日 [学制頒布]

明治八年 一月八日 [跡見学校] 開校

*而して当時の教授科目は左の九科目に過ぎざりしなり。

国学。漢学。算数。習字。絵画。裁縫。琴曲。插花。点茶。⁽³⁾

明治十七年

*時代の要求は英語を必要とせりよりて此年其教授を開始せり。

明治二十一年 一月八日 柳町校舎落成式

明治二十三年 十月三〇日 [教育ニ関スル勅語]

明治二十四年 十二月十四日 [中学校令中改正 尋常中学校の一

種として女学校を認める]

◎「明治二十五年三月改正 私立跡見女学校規則」

第三条 教科ヲ分ツコト左ノ如シ

和漢学 素読、講義、輪講、和歌、和漢、作文、習字

英語学 読方、訳読、綴字、書取、習字、会話、作文、文典、

地理、歴史、小説、経済、

数学 算術、代数、幾何、

絵画

裁縫 附編物

点茶、音楽、生花

第四条 生徒ハ希望ニ依リ一科若シクハ数科全科ノ教授ヲ受ルコ

トヲ得

明治二十六年 七月二十二日 [女子教育ニ関スル件]⁽⁴⁾

◎「明治二十七年四月改正 私立跡見女学校規則」

第四条 本校ハ左の諸学科を教授す

国学 漢学 数学 習字 絵画 裁縫 琴(山田流) 点茶(千

家表流) 插花(池ノ坊流)

第五条 生徒ハその望により一科若くハ教科を撰ひて教授をうく

ることを得

明治二十八年 一月二十九日 [高等女学校規程]

三月二〇日 [高等女学校規程ニ関スル説明]

明治三十一年

*物理学科を新設す。

◎「明治三十二年九月改正 跡見女学校規則」

第七条 本校は左の諸学科を教授す

本科 国学 漢学 数学 英語 習字 絵画 裁縫 琴(山

田流) 点茶(千家表流) 插花(古流)

右各学課の外作歌、理科、地理歴史関係等の講義をな

す 予科 読書 作文 物理 地理 歴史 習字 書取 算術

裁縫

第八条 本科生はその望みにより一科若しくは数科を撰ひて教授

をうくるを得

二月八日 [高等女学校令]

二月九日 [高等女学校編制及設備規則]

二月二十一日 [高等女学校ノ学科及其程度ニ関ス

ル規則]

三月三十一日 [高等女学校教員ニ関スル件]

四月六日 [師範学校中学校及高等女学校建築

明治三十三年

〔準則〕

* 四月六日新学期より家政学、家政簿記を教授す。

四月十五日 跡見校友会組織

六月十日 〔汲泉〕第一号発刊

明治三十四年 三月二十二日 〔高等女学校令施行規則〕

* 五月十三日従来の随意科制を廃し更らに本科撰科別科の三科を設けたり

一 本科課目

国語。漢文。数学。習字。裁縫。地理。歴史。家政。理科。

唱歌。

一 予科課目

読書。作文。算術。物理。地理。歴史。習字。書取。裁縫。

一 別科課目

絵画。英語。琴曲。点茶。插花。

一 撰科

本科課目中の学科を撰びて就学するものを撰科生と為す。

明治三十五年

* 四月校則を改め従来の予科を廃し全課程を五カ年とし左の学科を授くることとす。

一 本科課目

国文。漢文。数学。英語。(随意) 習字。絵画。裁縫。地理。

歴史。理科。家政。唱歌。体操。

一 別科

琴曲。点茶。插花。

明治三十六年 三月九日

〔高等女学校教授要目 専門学校令 公布〕

* 四月六日より新たに補修科を設け卒業生をして其好む処の学科を研究せしむ終業年限一ケ年にしてその修むる学科は。

割烹。礼法。簿記。英語。習字。絵画。裁縫。等なり

明治三十九年

* 本年四月より本校学則を高等女学校程度に改め以て今日に及べり。

明治四十三年 十月二十六日 〔高等女学校令改正 実科女学校を設置〕

大正二年 十一月二十一日 財団法人私立跡見女学校設立認可

大正七年 九月二日 高等女学校に準ずると認める文部大臣の指定

大正九年 七月六日 〔高等女学校令改正〕

大正十年 十二月二十三日 高等女学校に準ずると認める文部大臣再度の指定

昭和八年 一月 大塚新校舎にて始業

昭和十三年 三月 跡見女学校学則変更⁽⁵⁾

昭和十八年 三月二日 〔高等女学校規程〕

昭和十九年 高等女学校とする

明治八年の「跡見学校」の開校は、新政府の方針による女子教育が市民権を得て、私塾も学校として名を挙げる黎明期にあたる。

明治初期、女子のための学校が開設され始めるが、女子の教育が

明治八年の「跡見学校」の開校は、新政府の方針による女子教育が市民権を得て、私塾も学校として名を挙げる黎明期にあたる。明治初期、女子のための学校が開設され始めるが、女子の教育が

公に認められたのは、明治五年八月の学制頒布である。それに先立つ「学制着手順序」、学制頒布に際して太政官より出された学事奨励に関する「被仰出書」に婦女子の教育が盛り込まれ、⁽⁷⁾明治新政府の政策の一環として、母となるべき女性の教育が奨励された。国力に奉仕する「賢母」の養成である。

新政府の教育政策として女子教育が奨励される気運のなかで、私的な教育機関であった私塾に、私立学校となる道が開かれていく。明治七年には「私立学校」として「老人或ハ幾人ノ私財ヲ以テ設立スルモノ」と定められる。⁽⁸⁾「跡見学校」は、私塾から、公に認められた教育機関として、出発することになる。

二、女子教育制度化のなかで

では、時代の流れのなかで、跡見女学校の教育は、どのように変わっていったのか。

明治八年開校当時は九科目であり、国学・漢学・算数などの教養科目に裁縫があり、習字・絵画は学祖みずから担当した。⁽⁹⁾加えて、琴曲・插花・点茶といった芸術関係の科目も提供されており、なかでも点茶を科目にとり入れたことは、女子教育における先駆けとしての意味を持つ。⁽¹⁰⁾知識のみの教育にとどまるのではなく、実践の学である裁縫、芸術的な色合いの濃い琴曲等の実技を科目とする。

この学科目について、中猿楽町時代に学んだ藤井瑞枝が、後年記している。藤井とその著作については、『汲泉』掲載の高島米峰の追悼文からも知られ、⁽¹¹⁾そこで、藤井瑞枝が恩師跡見花蹊女史のために最も力を致したものと記されるのが、『花の下みち』（大正八年）である。花蹊ならびに跡見女学校を伝えるこの著書によれば、⁽¹²⁾当時の文部省から、知識を教授する学校で絵画や裁縫を課することへの非難もあったという。⁽¹³⁾学祖花蹊は姉小路家に仕え、生徒には華族の子女を迎えており、それにふさわしい教養の教育が求められていた事情がある。

カリキュラムの変遷は、明治期における女子教育の変遷と、深く関わる。開校から九年後の明治十七年には、九月二十一日にワットソン女史を招いて新たに英語が加わる。⁽¹⁴⁾学制当時、女子教育の初期に英語はすでに科目に入り、⁽¹⁵⁾英語を重視するキリスト教系の学校も創設されているが、⁽¹⁶⁾明治十六年の東京女子師範学校付属高等女学校では、東京女学校時代にあった「英学」が欠けているという指摘もある。⁽¹⁷⁾明治十年代半ばは、新政府の方針として文明開化をめざす明治初期とは、時代状況が違ってくる。そうした時期に、宣教師の創設によらない、日本の伝統を重んじる私立女学校が、あえて英語を取り入れたことに注目すべきであろう。女子師範学校が女子教員養成機関として位置づけられ、その付属学校として再出発し、明治十八年九月には女子学習院が華族女学校として開校される。女学校の増加にともない、それぞれの学校の性

格が明確になるなかで、跡見女学校も独自色を打ち出す必要に迫られていたと考えられる。明治二十年に小石川柳町の新校舎が完成し、翌二十一年一月八日に新校舎落成式が挙行され、跡見女学校の柳町時代が始まる。柳町校舎には、中猿楽町時代の薔薇にかわり桜が植えられたようで、現在の跡見学園を象徴する桜花も、この頃から定着してきたらしい。⁽¹⁸⁾ 明治十年代末から二十年代初頭にかけて、跡見女学校も、ひとつの転機を迎えていた。

柳町時代の学則は、実際に確認することができる。明治二十五年規則の第一条には「本校ハ本邦淑女ノ令徳ヲ養成シ且日常必要ナル学芸技術ヲ教授スルモノトス」と記す。淑女の令徳と必要な学芸技術の教授を目的とする、跡見女学校の方針がわかる。また、学則ではないが、その前年の進学案内に相当する『明治二十四年 東京遊学案内』の「跡見女学校」には、「本校ハ従来日本風の教育を以て朝野に令名ある跡見花蹊女子の建設せるところにして」とあり、二十五年の第一条とほぼ同じ内容が記され、次のように続く。⁽¹⁹⁾

修業年限は四ケ年にして、教科の程度は左の如し。

和漢学 素読、講義、輪講、和歌、和漢作文、習字

英学 読方、訳読、習字、綴字、書取、会話、作文、

文典、地理歴史

数学 算術、代数、幾何

裁縫附編物 絵画、音楽 点茶、插花 唱歌等

これにより、二十五年規則とほぼ同じ教科が、それ以前から置かれていたことがわかる。

二年後の明治二十七年には、再び規則が改正される。その第一条は二十五年と似ているが「本邦固有の女徳を養成し」と変わり、二十五年の「和漢学」が「国学」「漢学」に分けられ、英語がみられない。二十七年規則には授業時間表と課程表が付され、その詳細から、二十五年と二十七年の間でカリキュラムが大きく変わっていることを確認できる。⁽²⁰⁾

明治二十八年一月には高等女学校規程が出される。この時期は、女学校や女子の専門学校の設立が相次ぎ、以後女学校をめぐる法規が頻繁に出されている。明治三十二年の高等女学校令には、さまざまな諸規則が付され、制度の縛りが明確になる。跡見女学校は、同三十二年に再度規則改正をし、本科予科の区別と修業年限を掲げる。そこに記される本科科目には、「国学」「漢学」はそのまま残り、ふたたび英語が復活する。明治三十三年には「家政学」という学としての家政科目が開設され、翌三十四年には随意科制廃止、予科が翌年春に廃止、五カ年制となるという記述も見据えれば、高等女学校とは謳わない跡見女学校が、時代状況を感じ取り、学校の体制を整備していく様子がうかがえる。明治三十八年刊『新撰東京女子遊学案内』に掲載された跡見女学校の学年課程の表には、国語、漢文、数学、英語、習字、絵画、裁縫、地理、歴史、理科、家政、唱歌・体操があり、三十五年本科科目と同じ

である⁽²¹⁾。現段階で詳細は確認できないが、明治三十九年には高等女学校程度に改めている。このあたりの花蹊の英断をうかがわせる、次のような文章がみられる⁽²²⁾。

一九〇九年に文部省は、女子にして高等教育を受け、又は専門学校の教師になる者に制限を加へた。俸給令を發布した。此れは実に私立女学校にとつてひどい打撃で有つた。此デレシマを解決する唯一の道は、政府の要求と相容れる様に、課程を変更するか、私立学校を全廃するかにあつた。跡見氏は前者に随ふならば、自分の学校は直ちに特色を失ふであろう。然も其の特色は、熱心に集つてきた人達への何れにも、優つた第一の引力であつたのである。そして、学校を止める事は尚進んだ勉強を仕様として居る女子にとつての一惨事である。そこで、跡見女史は、校友会の人々と長い議論の後、卒業生が若し望むならば、政府の試験を受けることが出来る様に、課程を変更することにきめた。跡見女学校の学科の特色は、文学詩漢文国文習字図画音楽裁縫に、加ふるに生花点茶であつた。

この課程の変更がどれを指すのか定かではないが、従来の跡見女学校の特色と政府の意向との狭間で、熟慮の末、卒業生の可能性を広げる道を選びとつた様子がわかる。

大正時代には、跡見女学校は財団法人となり、高等女学校に準ずる扱いとなる。大正七年には、文部大臣によつて本科卒業生は

四カ年の高等女学校卒業者と同等以上の学力を有すると認められ、大正十年には文部大臣再度の指定を受けることになる⁽²³⁾。前者は専門学校入学に必要な資格のため、後者は高等女学校令改正により卒業者に設けられた、修業年限二年の高等科入学に必要な資格のためである。このように、跡見女学校は高等女学校を睨みながら、一方で「女学校」を貫き、高等女学校となるのは戦時下の昭和十九年であつた⁽²⁴⁾。

三、跡見女学校の教授

こうしたなかで、跡見女学校のめざした教育とは何だったのか。明治三十九年に跡見女学校の教員に着任した大塚久は、のちに、「私が跡見女学校の歴史を公平に批評することを許さる、ならば、そして私の管見が誤でなかつたならば、我が跡見女学校の過去は確に一種の実科女学校であつた。但し実科女学校らしからぬ一種の実科女学校であつた。……略……私の言はうとするところは、下品でない、低級でない、高尚で優美な、一種の実科女学校であることである。お裁縫に重きを置くと共に、絵画をやり、和歌をもやり、琴曲をもやつた。良妻賢母主義といふと、今では陳套の語になつたが、開校当時の跡見女学校は、確に上流の奥様養成所であつた。中流以上に向く一種の実科女学校であつたと言ひ得ると思ふのである。かういふと跡見女学校の声価を貶すと思ふ人が

あるかも知れぬが、決してさうではない。花蹊先生は実に女子教育の先駆者たる名誉を担はれると共に、実科教育の創見をも有たれたといふ名誉を担はれる訳にもなるではないか」と述べる。⁽²⁵⁾「一種の実科女学校」という微妙な表現に、跡見の教育の特徴がうかがえる。実科高等女学校は明治四十三年に設置が認可された、実生活に密着する教育をめざす学校で、裁縫を中心とする。⁽²⁶⁾大塚久がこの文章を書いた時期にはすでに高等女学校令が出されており、「一種の実科女学校」は、高等女学校と実科女学校を念頭においての表現と考えられる。

変遷のさなかにあつて、跡見女学校は独自の方針も手放してはいない。大正二年に跡見女学校の主事として着任した大束重善は、「特色ある跡見女学校の教育方針」で、「一、本校の教育方針は、中等以上の子女に、良妻賢母たる資格を与ふるに在り。夫れ故、只だ現代の智育方面にばかり走らず、在来本校の特色であつた『絵画』『習字』『漢文』等をも相当に教授して居る。若し之れを、高等女学校に改定しやうならば、文部省令を厳守せねばならぬ結果として、比較的多くの時間を『絵画』とか『習字』とかに殺ぐ訳にゆかず、又た『漢文』等を教授することも出来ぬのである。」とし、また「要するに本校は、高等女学校令以外に独立して居るに由ても想像し得らる、如く、余り形式にのみ拘泥せず、規則づくめの教育を施さず、むしろ私塾主義に寛大に、且つ天才の発達を阻害せざる様、即ち斯うやつた実際に効果の有る方法を取て居

る。」と述べている。時代の要請を受けて跡見女学校の方向は、高等女学校に近づいていくが、こうした私塾の名残をとどめる寛大な姿勢は、変遷する体制の底流に根強くあつたとみられる。

それは、具体的な教授のあり方に、どのように反映していたか。前述の藤井瑞枝が、「中猿楽町時代の跡見女学校（三十餘年前の懐古）」と題した文章で、開学当初の教授の様相にも言及している。⁽²⁹⁾そこには「学科は書画を主なるものとし、その他漢籍、和歌、算術、作文、点茶、琴曲、裁縫等にて、書画は申すまでもなく先生の直伝ながら、漢籍は最初三字経よりはじめて四書、五經輿地誌略、国史略、外史、十八史略、文章軌範の如きものを、順次姉弟子より妹弟子に素読を伝へ、最後に最年長者のためには渡邊重石丸といへる丁齋の老先生が隔日に講義及び輪読等の教官たり、算術も稍後には専門家の先生などの来校ありし様子なりしも、多くは長より幼に伝へ」とある。この文章の最初で「編者が同校に在学せるは編者が十三歳十四歳の春までの大凡二年間の少女時代なり、今編者はその三十余年の昔に遡り、古き記憶を辿りて、懐かしき当時の学校の有様をここに記して思ひ出の種となさむ」と書き、前掲の高島追悼文によれば、藤井は大正十三年（一九二四）十二月に五十五歳で亡くなつてゐるから、跡見在学時は明治十五年頃、開学から十年もたない時期である。この回想から、書と絵画を花蹊直々に教えていたことに加え、漢籍の素読や算術は、姉弟子から妹弟子へ伝授されていた様子が見える。当時の在学

生は生徒の年齢も一定ではなく、一方に「御塾」と呼ばれる寄宿舎もあり、私塾の色合いの濃い、人の繋がりを基盤とした伝授のあり方がうかがえる。

大正に入り、花蹊は次のように記している。⁽³¹⁾

今のお嬢さん達に斯ういふものは読めるか、六ヶしくはないかと思召すかも知れませんが、私の学校の生徒たちは読めるのであります。しかし之れまでは論語や孟子の外に外史も、二十一史略も国史略も、文章軌範も、史記も、みんな教へたものであります。今では高等女学校の規則でさうも参りませんから、今迄と比べますれば読書力（漢籍の）はずつと低うございますが、それでも論語や孟子は今でも教へて居ります。只今の学校は科目も多うございますし、先生が一寸尋ねて、生徒が立つて答へるといふやり方ですから充分の読書力が養へません。矢張り読書力を養ふには私どもが十八史略や外史を習つてゐた時代のやうな輪講といふことをするに限ると思ひます。

跡見女学校は高等女学校としての性格を強め、その規則によらざるを得なくなつていと述べながら、花蹊が理想としているのは、自身の若き日に学んだやうな「輪講」であつた。明治二十五年学則や二十四年の進学案内に記されていた、「輪講」。女子教育の普及と定着、そして制度化という時代の流れに、跡見女学校も体制の変容を迫られ高等女学校へと近づいていくが、花蹊の念頭にあ

る理想の教授のあり方は、現代のゼミナールの原型ともいふべき、人と人との密接な繋がりを基盤に行うものであつた。時代の波を受け止めながら、一貫する花蹊の信念が浮かび上がる。

ここに、跡見女学校の特色がある。さらに、それは実技科目にまで及ぶ。たとえば、花蹊はみずから担当した習字で、生徒たちに直筆の手本を書き与えている。それについての詳細は別稿に譲るが、⁽³²⁾花蹊が晩年まで継続的に直筆の習字手本を書き与えているのも、こうした信念に貫かれた教育実践の一面と考えられるのである。

注

- (1) 本学園史料編纂室所蔵（一部コピーを含む）。二十五年のみ女子大学所蔵。
- (2) 『学制百年史』（帝国地方行政学会 昭和四十七年）、『明治以降教育制度発達史』（龍吟社 昭和十三年）による。
- (3) 花蹊の『日記』の略歴の記述では「国語」とある。「国学」は、開校当時の反映ではなく、「回顧四十年史」の執筆者およびその当時の用語の可能性もある。
- (4) 明治二十六年七月二十二日文部省訓令第八号「女子教育ニ関スル件」に「今不就学女子ノ父兄ヲ勧誘シテ就学セシムルコトヲ怠ラサルヘキト同時ニ女子ノ為ニ其教科ヲ益々实用ニ近切ナラシメサルヘカラス裁縫ハ女子ノ生活ニ於テ最モ必要ナルモノナリ」とある（『学制百年史』）。
- (5) 「昭和十二年四月印刷 昭和十三年三月変更」と印刷。学科目として、

修身、公民科、国語（講読・作文・作歌・習字）、漢文、英語、歴史、地理、数学、理科、家事、裁縫、図画（絵画・写生）、音楽、体操、手芸、教育で、科外として琴曲、点茶、插花がある。

- (6) 明治四年に、北海道開拓師団による五少女留学の企画、および官立の明治開拓使女学校設立、明治五年に官立東京女学校（明治十年に廃止、十五年に東京女子高等師範学校附属高等女学校）、京都府の新英学校および女紅場が設立される。千住克己「明治期女子教育の諸問題―官公立を中心として―」日本女子大学女子教育研究所編『明治の女子教育』（国土社 昭和四十二年）に詳しい。

- (7) 『明治以降教育制度発達史』第一巻276頁。
(8) 明治七年八月二十九日文部省布達第二十二号。『明治以降教育制度発達史』第一巻338頁。

- (9) 「回顧四十年史」の明治八年の開学のくだりには「中にも絵画習字の二科は先生之を担当し父君跡見重敬翁は茶道を令姉跡見千代瀧君は裁縫科を司宰そ学校経営の事務は令弟跡見愛四郎氏専心之に当り。挙家協力以て斯事業の大成を期したりき」とある。

- (10) 熊倉功夫『近代茶道史の研究』（日本放送出版協会 昭五五年）第四章「近代茶道の展開」第三節「茶道の大衆化」「一 女子教育と茶道」では、「明治時代中期は、まだまだ茶道にとって冬の時代であった」とし、「茶道は、近代教育をなかたちとして家庭のなかへ浸透していった。ことに女子教育の根底に茶道が生きてきたこと、それはおそらく想像以上の大きな意味を、近代茶道史のなかにもつだろう」と述べる。さらに、女子教育に茶道を導入した一人として跡見花蹊をあげ、続いて華族女学校のカリキュラムにも入り、「このような茶儀科の実施状況を反映して、文部省は、明治四十一年五月十三日文部省令第二十号をもって高等女学校の科目中に、「文部大臣ノ認可ヲ受ケ随意科目トシ

テ土地の情況ニ依リ必要ナル学科目ヲ加フルコトヲ得」と省令を改正した。これにもない、茶儀科を置く女学校は次第にふえていった。」とする。

- (11) 高島米峰「嗚呼藤井瑞枝姉」「汲泉」（大正十四年六月）。大正十三年十二月二十九日、五十五歳にて没とある。

- (12) 藤井瑞枝「花の下みち」（実業之日本社 大正八年）、『跡見花蹊伝』（平二年）所収。

- (13) 藤井瑞枝によれば、「当時の文部省に於ては、智識を与ふべき学校にて、絵画及び裁縫の如きものを課するは無用の事なりとて非難の声も高かりしとか」（注(12)文献）。

- (14) 大塚久編『跡見女学校五十年史』（大正十四年四月）等に「ワツソン」の表記もみえる。

- (15) 注(6)千住文献。開拓史女学校、東京女学校、京都府の女学校いずれも英語がある。

- (16) 桜井役「女子教育史」（増進堂 昭和十八年）の一覧にあげる、明治三年〜十七年に創設のキリスト教系の主な女学校は二十一校で、そのうち在東京校は、明治七年青山女学院、駿台、立教、新栄・桜井・原（以上三校後年合併）、明治十七年東洋英和である。

- (17) 注(6)千住文献。

- (18) 『跡見女学校五十年史』には「今度の校庭には桜を植えた。校庭のところ々、殊に学校の周囲には桜樹を併べて植付けた。それが陽春三月花をつけると、言はん方なき風趣を添へた。薔薇学校と呼ばれた神田時代に対照すれば正しく桜花学園とでもいふべきであつたらう。附近の人が桜学校と呼んだか、どうか知らないけれど、薔薇よりは桜の方が、跡見女学校にも花蹊先生にも、殊に花蹊先生の雅号にも、よりふさはしい心地がする。まづ校門を入ると、誰にも目につく二三の桜

樹、右側の小学校に接したあたりの山桜など、編者などにも忘れ得ぬ印象であった。これらの桜は、たしか最近の大改築前までは、多少残つてゐたやうに思はれる。」とある。

(19) 黒川安治編述『明治二十四年 東京遊学案内』(少年園 明治二十四年七月) 『近代日本青年期教育叢書 第V期』(日本図書センター 平成二年) 所収。

(20) 拙稿『源氏物語からみる跡見女学校の教育』『跡見学園女子大学文学部紀要』(平成十六年三月予定) にあげた。

(21) 大塚久子編『新撰 東京女子遊学案内』(文学同士会 明治三十八年九月) 注(19) 叢書所収。

(22) 谷村一左によって雑誌『The Double Star』に公にされた英文の大訳『跡見花陰女史の面影(その二)』『汲泉』(昭和二年十月)。前号より三回にわたる連載の二回目。

(23) 大東重善「跡見女学校法人以後の主要なる事蹟」『汲泉』(大正八年七月) に「文部大臣の指定」として「大正七年九月二日、文部大臣は跡見女学校に対し、大正八年三月以後の本科卒業生は、専門学校入学規程に依り、高等女学校卒業生と同等以上の学力ある者と、認むる旨を告示せられたり。」とある。大東「文部大臣再度の指定」『汲泉』(大正十一年五月) には次のように記す。

文部省告示第五百十五号

東京府跡見女学校本科卒業生者

右者高等女学校高等科(修業年限二箇年)ノ入学ニ関シ、修業年限五箇年、又ハ三箇年ノ高等女学校ヲ卒業シタル者ト、同等以上ノ学力アルモノト指定ス

但大正十一年三月以後ノ卒業ニ限ル

大正十一年十二月二十三日

(24) 正確な年次は不明ながら、昭和七年の記述まで確認できる、後年の

『跡見女学校概況一覽』には「現在十七学級なれども漸次二十学級とする見込、埼玉県北足立郡白子村に約四千坪の付属地白子園あり、園芸実習及運動場に充つる計画にて、暫次其の施設に着手する予定なり」とある。これも高等女学校を視野に入れてのことか。

(25) 注(14) 『跡見女学校五十年史』。誤植と思われる「歌和」を「和歌」に改めた。

(26) 明治四十三年十月高等女学校令中改正の第十一条に「主トシテ家政ニ関スル学科目ヲ修メムトスル者ノ為ニ」とある(『明治以降教育制度発達史』第五卷283頁)。注(6) 千住文献所収の表に寄れば、裁縫の授業時数は、二年制で全七十二時間中三十六時間、三年制で全一〇六時間中五十時間、四年制で全一四〇時間中六四時間とあり、授業時間のほぼ半数を裁縫にあてている。

(27) 「十二月一日より本邦教育界に功績少なからざる元学習院女子部主事にして前豊島師範学校長たりし五位勲五等大東重善先生本校主事に就任せらる」(前掲『回顧四十年史』大正二年の記述)。

(28) 『汲泉』(大正六年七月)。

(29) 藤井瑞枝「仲猿楽町時代の跡見女学校」『汲泉』(大正六年十一月)。二年後の『花の下みち』記述の初出と思われる。

(30) 藤井の同じ文章には「総じてやかましき校則などなかりしも、自らなる規律ありて和氣藹々たり、……略……あ、御塾！ 御塾といへる言葉は実に我々には懐かしきおもひ出の言葉なり、されば何分にも今の高等女学校など、違ひ、生徒の年齢も一致せず、をしなべて小学時代の者多く、中には幼稚園くらいの少さき人々もあり、最年長といへども漸く十七八歳位にて」とある。

(31) 跡見花陰「婦人の読書」『汲泉』(大正二年十二月) の「読書のしか

た」の項目。

(32) 花蹊自筆の手本については注(20)拙稿で論じた。あわせてご参照いただければ幸いです。

附記 本稿執筆に際し、学園当局の格別なご高配を賜り、女子大学図書館、史料編纂室ならびに中野一夫先生、今井哲先生のお世話になった。厚く御礼申し上げます。